

他制度給付金との併給について

(札幌市)	(国)	(国)
①高等職業訓練促進給付金	③一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金	⑤専門実践教育訓練支援給付金
毎月10万円等の生活費相当を支給	訓練経費の20%又は40%支給	日当の50%相当支給
(札幌市)	(国)	(国)
②自立支援教育訓練給付金	④専門実践教育訓練給付金	⑥職業訓練受講給付金
訓練経費の一部支給	訓練経費の50%又は70%支給	月10万円の生活費相当支給

	①高等職業訓練促進給付金 (札幌市)	②自立支援教育訓練給付金 (札幌市)	③一般教育訓練給付金又は 特定一般教育訓練給付金 (国)	④専門実践教育訓練給付金 (国)	⑤専門実践教育訓練支援給付金 (国)	⑥職業訓練受講給付金 (国)
①高等職業訓練促進給付金(札幌市)		○	○	○	×	×
②自立支援教育訓練給付金(札幌市)	○		○	○	○	○
③一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金(国)	○	○		×	×	×
④専門実践教育訓練給付金(国)	○	○	×		△(基本手当の給付期間は支給なし。)	×
⑤専門実践教育訓練支援給付金(国)	×	○	×	△(基本手当の給付期間は支給なし。)		×
⑥職業訓練受講給付金(国)	×	○	×	×	×	

※網掛けの給付金は生活費相当の支給を趣旨としているもの

それ以外が学資の支給を趣旨としているもの